

第2回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：平成30年10月15日（月）13時30分～15時30分

会 場：八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

出席委員：6名

奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、鈴木委員、吉田委員

事務局：

岩田財政部長、秋山財政部次長兼財政課長、大坪契約検査課長、谷崎工事契約GL
三浦主査

次 第：

1. 開 会
2. 座長挨拶
3. 案 件
 - (1)第1回研究会議における論点整理等について
 - (2)事業者アンケート実施について
4. その他
5. 閉 会

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

只今から、第2回八戸市公契約制度研究会議を開催いたします。本日は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 座長挨拶

事務局：続きまして、奈良座長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。奈良座長よろしくお願いいたします。

座長：委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

前回の研究会議において委員の皆様から、貴重なご意見を賜ったことによりまして、八戸市における公契約制度について一定の方向性が見えてきたことに対しまして、心より感謝申し上げます。

正直に申し上げまして、私は、建設業をはじめとする公契約関連事業について知識が乏しく、本研究会議の中で委員の皆様のご意見を伺うことによって、多くの事を学ばせていただいたことについても重ねて感謝申し上げます。

本日の研究会議におきましても、委員の皆様のご忌憚のない積極的なご意見を頂戴出来れば幸いです。また、大変恐縮ではありますが、座長である私の至らない点を補っていただければと思います。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 : 奈良座長ありがとうございました。それでは資料の確認をしていただいた後、案件に入りたいと存じます。

(配付資料の確認)

事務局 : それでは、案件に移りたいと存じます。奈良座長、進行をお願いいたします。

3 案件(1) 第1回研究会議における論点整理等について

座長 : それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。本日は午後3時頃の終了を予定しておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

では、まず、資料1の第1回研究会議における論点整理等について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございます。只今事務局から前回の会議を受けての論点や検討すべき課題、前回の会議で出された質問事項に対する詳細な説明がありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 資料の22ページの公契約条例制定自治体比較表に記載のある、花巻市公契約条例の中に、事業者等の責務という項目に最低賃金以上の支払い、健康保険の規定による被保険者資格の届出、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格の届出等を市に対して提出するとなっているのですが、市側は従業員全員が厚生年金や雇用保険に入っているという確認を行っているのか、又は、従業員数と加入者数の比較のような簡単なチェックだけで済ませているのか等を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

事務局 : 花巻市に関しては、対象となる1億5千万円以上という工事が年に数件しかなく、電話で一度お伺いしたところ、施行されたばかりということもあり、その時点で対象案件はないとのことでした。

話が逸れてしまうかも知れませんが、どの程度確認しているかという部分については、実施している自治体によって異なっており、ある自治体では、かなり厳密なところもあり、他の自治体では雇用保険に入っていますか、あるいは36協定を遵守していますかという設問項目に対し、はい・いいえのどちらかに○(マル)をつけるような簡単なチェックシートのような形で確認しているところもあります。

委員 : 保険関係については、八戸市では、前提として、指名願を出す時点において市で加入の有無を確認していることから、その部分に関しては、問題ないと思います。

さらに、下請契約をする際にも、一次下請業者については、社会保険の未加入業者とは契約してはならないということになっておりますので、八戸市ではその部分に関し

でも問題ないと思います。

委員 : それは金額に関係なくということでしょうか。

委員 : そうです。八戸市発注の工事の請負を希望する業者は、関係書類を全て提出して、審査を通ったところだけが入札に参加出来るということになっています。

委員 : 社会保険等の問題についても、今は、原則、全ての工事業者は社会保険に加入しなければなりませんし、また、5人以上の従業員がいるところは加入しなければならないといったように、大変厳しくなっています。

事務局 : 資料では、花巻市の例ということで出させていただきましたが、例えば、市で発注した工事において、市に登録が無い業者が下請業者となった場合等に影響してくる部分であると思います。

委員 : 花巻市の事業者の責務がかなり細かいと思いますし、ここまでチェックするのは事業者としてもかなりの負担だと思いますが、事務局からの説明があったように、市に登録されていない業者が下請業者となる可能性があるということであれば必要かとは思いません。

委員 : 元請としては、原則、一次・二次を問わず、社会保険未加入業者とは契約出来ないということになります。仮に、市に未登録の業者と下請契約する場合であっても社会保険に加入しているというのが前提です。

委員 : 詳細は分かりませんが、八戸市と花巻市を比べた場合、八戸市の方が規模の大きい自治体であると思いますし、例えば、1億5千万円以上の工事とした場合、八戸市では一般的にある工事の金額であると思いますので、自治体や事業者の規模によって当然差が出てくる部分であると思います。

座長 : 他に何かご意見・ご質問等があればお願いいたします。

委員 : 下限額の設定について、東京の港区の例では、最低賃金額が基準額となっていると捉えて良いのでしょうか、また、越谷市や高知市の場合は最低賃金額と同額かあるいは上乘せしているかというのは分かれますか。

事務局 : 港区の資料で最低賃金水準額と記載しておりますが、これは東京都が定める最低賃金額ではなく、港区が独自に定めた基準となっております。

事務局 : 紛らわしいのですが、最低賃金水準額という港区の制度における名称をそのまま資料として提示しております。

委員 : 最低賃金額よりは高いのですよね。

事務局 : 最低賃金額よりは高いです。それから、越谷市や高知市の場合も最低賃金額よりも高い額で設定しています。

委員 : ちなみに最低賃金に比べ、どの程度違うのか分かりますか。

事務局 : 具体的には調査しておりませんが、工事であれば公共工事設計労務単価というのがありまして、そちらの80%から85%程度が一般的な数字となっております。委託、指定管理については、例えば、生活保護の基準を最低ラインとする等、各自治体で基準が異なっておりますので具体的な数字というのは手持ちの資料だけではお答え出来ません。

委員 : 厚生労働省が定める各都道府県での最低賃金額がある中において、自治体毎の工事あるいは公契約において最低賃金水準額のようなものを定めた方が良いのかというところの議論が必要ではないかと思えます。

現在少子化が進んでおりますので、工事業における人手不足が深刻になっていると思います。その中で、労働力が不足すると一人当たりの賃金が上がり、それに伴って公共工事設計労務単価も上がっていく傾向にあると思いますが、現在、国の施策として外国人を現場に入れようという動きがあります。内容とすれば、これまで実習期間を含めて5年間で上限であったものを10年間に延長する、あるいは、単純作業労働者も入国可能となる等、人件費の安い外国人が大勢入国すると予想され、そうなること必然的に公共工事設計労務単価が下落すると思われまして、将来的に、どのように推移するのか非常に不透明な感じがしています。

この部分は都道府県ごとの厚生労働省が定める最低賃金額にも影響すると思いますので、自治体独自に最低賃金水準額等を定める場合、その影響を受ける可能性がありますので、私はそこまでは必要ないのではないかという気がしています。ある程度、安定的な時代がきてから決めても良いのではないかという感じがしています。

委員 : 質問ですが、越谷市、高知市の資料の中に、労働者への周知という部分があるのですが、これは具体的にどういうことですか。

事務局 : 例えば、高知市の場合、予定価格1億5千万円以上の工事が公契約の適用となりますが、工事の労働者が自分の従事している工事が公契約適用案件であるということを認識できるようにしてくださいという意味です。

委員 : 労働者の範囲ということは、どういうことですか。

事務局 : 下限額設定型の場合、公契約が適用となる労働者の範囲が定められている場合が多く、先程の高知市の例では、受注者又は下請負者に雇用される者となっているので、下請業者も適用となるということを周知してくださいという意味です。

委員 : 先程もありましたが、青森県における地域別最低賃金額は平成 30 年 10 月 4 日から 762 円となりました。国では、2020 年までに全国最低 800 円を掲げていることから、今年では 24 円という過去に例の無い上昇となりましたが、東京では地域別最低賃金額が既に 900 円台になっていて、かつ、下限額が設定されている場合、それを更に上回っているということになると思います。

そのような状況を考えて時に、同種業務に従事する場合、より賃金の高い県外へ流出してしまうということが最も危惧されることだと思います。一般的に最低賃金額は地域別最低賃金だけで見られがちですが、今般、業種別最低賃金額が決定し、電気関係、自動車関係、鉄鋼関係、小売業等については最低賃金額よりも更に高い水準での実施が決定いたしました。建築関係も特殊な技術を要することから、人材の確保という部分を考えれば、最低賃金額よりは上げた方が良くのではないかとこのことを強く考えるところです。連合の方針においても、最低賃金額の引き上げの推進、及び公契約における最低条件の設定を掲げています。

しかしながら、本日の話を整理すると、メリットとデメリットがあって、条例にすると議会を通すことになり、市や関係者の事務作業が煩雑になると思うのですが、その一方で、労働者側からすると安定・安心が担保されるということになると思います。

条例ではなく要綱になった場合、変更が容易であるというメリットはあると思うのですが、市長が変わった場合、その要綱について不要であるという判断がなされるのではないかとこのことが危惧されるので、ハードルは高いと思うのですが、条例という考えが強くなります。

また、入札する際に、人件費が物件全体の価格に含まれているケースが多く、入札をする際に、それが別途になるというような働きかけというものが可能であれば良いと思うのですが、仮に、工事全体の費用の中でいずれかの部分を削る必要がある場合、鉄鋼等の材料費よりは人件費だと思いますので、そこを切り離すことが出来れば、賃金を下げることなく、かつ、質の高い内容となるのではないかと思います。

委員 : 同様の意見ですが、入札で賃金と材料費がいわゆる材工共となっている場合、いくら賃金でいくら材料費か分からないという部分があります。材料を一定以上安くすることは限度があることから、賃金を削るということに繋がり易くなっているのだと思います。そういう部分が結果として、下請へのしわ寄せに繋がっている可能性がありますので、労働者側からすると条例に明記された場合、安心感に繋がるということはあると

思いますし、条例に明記されているということが元請に対する意識啓発に繋がるのではないかと思います。

委員：現在、工事の入札は、公共工事設計労務単価が公表されていて、当該労務単価、材料費等を積み上げた結果、1㎡辺りの金額が算出されるということになりますし、下請から見積を取る場合、見積書に法定福利費を計上することとなっております。そういうものを踏まえた上で、我々は適正な積算をして一般競争入札に参加しておりますし、落札した際にも、下請からは見積書を必ず出させることとなっておりますし、実際に落札し下請と契約した場合は契約書を提出することとなっております。

私共も公共工事設計労務単価のアップについて国交省に陳情しているところですが、1日1万円、23日間労働で23万円では若い人はともかく、40代・50代になって子どもの進学等があった場合は経済的に厳しいと常々申し上げております。

委員：現在、公共工事は法定福利費を必ず計上することとなっておりますが、民間工事の場合、法定福利費という項目が無かったことから、その部分をどうすれば支払ってもらえるかということが我々の組合でも県の集まりでも議題となっております。

委員：そういう部分は確かにあります。これは元請・下請関係等の立場に関係なく、業界全体で取組んでいく必要があると思いますし、その方向で動いていると感じてはおります。

委員：それは私も感じてますね。

委員：商工会議所で労働保険の事務組合がありまして、その中で一人親方の特別加入というものが、昨年・一昨年と増えておりますし、加入証明書をすぐ欲しいという方もいらっしゃるもので、民間でもそういう傾向が強くなっていると感じます。

委員：先程の外国人労働者の件で資料を取り寄せたのですが、建設業界では、従来のように外国人労働者を安い労働力として使う考えはなく、むしろ教育して日本人と同じく技術力を育成して使おうという考えですので、日本人より投資金額が必要だということになります。そのような状況下であっても建設業界は担い手不足が深刻ですので、積極的に取り入れなければならないと思います。

今ゼネコンでも海外での事業が成功している話を聞きますが、20年間、現地の人を教育し投資した結果、ようやく黒字になったという話を伺いました。やはり単価の安い人達を単に使うだけではなく、教育して同レベルまで引き上げた上で戦力にするという考えが正論だと思いますし、日本の職人も従来の単価ではなく職人のレベルに応じて賃金を支払っていくということがますます必要になってくると思います。

委員 : 今、賃金の最低基準というのをどうするかという話が進んでおりますが、資料の 22 ページの花巻市、秋田市は理念型であることから労働者の賃金という項目が記載されていないということになります。

同じく、理念型の例で、7 ページに碧南市公契約条例が記載されておりますが、その中の第 5 条第 2 項事業者の責務で、事業者は、市が実施する公契約に係る取組に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならないとなっておりますが、これはいわゆる理念だけの記載で最低水準等の具体的なものは記載されていないということになります。

一方、23 ページの越谷市と高知市では、労働者の賃金という項目で、越谷市では越谷市労働報酬等審議会を立ち上げて意見を聞いて市長が定めることとなっており、定める際には公共工事設計労務単価、地域別最低賃金、生活保護基準を考慮するとなっております。高知市でも高知市公共調達審議会を立ち上げて、その意見を聞いて市長が定めることとなっており、定める際には工事の場合、職種毎の単価、委託・指定管理の場合は生活保護基準というものを考慮するという定め方となっております。

これをどう見るかということですが、理念型の場合、最低賃金額は守ってください等の記載はありますが、それ以外の賃金については特段の記載が無い、他方、下限額設定型の自治体では審議会のようなものを立ち上げなければならないということになり、その場合、メンバーや運営をどのようにするか考えなければなりません、審議会が立ち上がると最低賃金額、生活保護基準、公共工事設計労務単価等を考慮していくこととなりますから、最低賃金額よりは高くなると思います。

以上を踏まえますと、理念型で労働環境を良くするため最低賃金制度を守りましょうという程度のものにするのか、あるいは具体的に審議会を立ち上げて毎年下限額を決めるのか、どちらが良いのかを考えなければならないと思います。

委員 : 越谷市の公共工事設計労務単価というのは越谷市で独自に設定したものではないですよ。

事務局 : 独自に設定したものではなく、公共工事設計労務単価、埼玉県の最低賃金額等を総合的に勘案して独自の下限額を定めているということになります。

委員 : 公共工事設計労務単価は、各自治体で手を入れることは出来ないと思うので、あえて自治体が具体的に設定する必要はないのではないかと思います。仮に何かしらの措置が必要であるとするならば、最低賃金額は守りましょうという程度ではないかと思います。

委員 : 越谷市であれば 5 千万円以上の工事が対象となるので、仮に、その金額よりも低い場合は、対象外ということになると思います。一方で全てを対象とする場合、業務が煩雑となる等の課題もあるかと思います。

一つ確認ですが、花巻市、秋田市は下限額設定型ではないので、当然ながら具体的な下限額の設定もないということになりますよね。

事務局 : 花巻市に関しては下限額の設定はありませんが、工事の場合、1億5千万円以上は調査対象とするという設定はしております。

委員 : 労働行政の法体系と自治体と工事業者との私法上の契約関係で見た場合、孫請が最低賃金法違反で労働局に書類送検された場合、孫請会社は罰せられることにはなりますが、元請は自分の会社は適正な賃金を支払っているの、元請は問題にはなりません。

ところが条例を制定して孫請が最低賃金法違反になった場合、あるいは自治体独自で設定した下限額を下回るような賃金の支払をした場合、是正措置、あるいは契約解除になると思うので、孫請が違反したものが結果として、元請が契約解除になるという違いがあると思います。

また、下限を最低賃金額にするのか、自治体毎で定めた色々な公共工事設計労務単価等を踏まえたものにするのかによって、下請・孫請がどの水準で支払うべきなのかわかることになります。最低賃金額で良いということであれば、孫請を抱える元請は楽だと思えますが、仮に、孫請の賃金も上昇するということになれば元請の経営をかなり圧迫するということになると思います。

最低賃金法違反は刑事罰であることから連鎖はしませんが、自治体と工事業者の私法上の契約関係については、契約解除となると、工事自体が全部止まってしまうという違いがあるということを理解する必要があると思います。

委員 : 仮に元請が下請に払い、下請が孫請に払わずに倒産した場合、孫請は元請に対して請負代金を請求することが制度上可能です。そうなった場合、元請は二重払いをするということになります。

委員 : 今とは反対のケースで、下請は元請から請負代金額を受領してはいるが、その事業所の経営状況等の理由で労働者に対し賃金未払いが続いているという相談があります。元請からの支払いは問題なく行われていると思うのですが、受領した側が適正に処理しない場合、労働者は泣き寝入りするほかないという状況になり、そこには賃金の他に労災隠し等もあるのではないかと思います。

これは建設関係に限った話ではありませんが、最低賃金法に違反した場合、事業所名等が公開されますが、そのようなある程度の規制があれば働く側は安心だと思います。また、今オリンピックの関係で、様々な工事が施工されておりますが、大手はともかく、下請は事故等も結構あると聞いております。

委員 : 八戸市でも新幹線の工事が盛んに行われていた際には、様々な業者が市内で施工して

おりましたが、完成後、十数社が倒産いたしました。それは良い労働者を集めないで、無理な契約をして、資金繰りに行き詰ったということだと思います。

委員 : 復興計画の時もそうでしたが、災害があって福島等には多くの人が集まりましたが、青森市で除雪に従事する人が少なくなったということを伺いました。担い手が高い賃金の所に行ってしまうというのが現状ですし、その歯止めとして、最低限のものは必要になってくると思います。

委員 : 適正価格がいくらかということはありませんが、競争原理や市場原理もありますので、元請・下請の関係も含めて、理念型に目を向けてということになるのではないかと思います。

座長 : 他にご意見・ご質問はございますか。本日、皆さんに出していただいた大きな論点としては、公契約条例のような枠組みを仮に設けるとした場合、下限額を設定するかどうかが大きな議題だったと思いますが、労働者側からすると下限額を設定し条例等に明記することで地域外への労働人口の流出阻止等に繋がるという意見の一方、事業者経営を圧迫するという意見も出されました。

また元請・下請の関係には不払い等の問題が起きないように一定の規制が必要ではないか等々の意見が出されたと認識しておりますが、その他にご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 最後に事務局に確認したいのですが、条例を制定した場合、市長の交代や議会の情勢が変化した場合でも条例そのものに変更はないという認識で良いですか。そうとは言い切れませんか。また、要綱で定めた場合、市長の交代に伴って要綱が変更するという事は有り得ますか。

事務局 : 条例、要綱とも市長が変わればすぐに変更となるという話でなく、条例の場合、議決という手続きが入ってきますので、より重みのあるものであるという認識です。要綱であれば、そこはあくまでも事務局側での手続きという部分になります。

委員 : 恒久的なものとして残るのか、あるいは市長の交代や議会の情勢により変更されてしまうのであれば、我々が折角決めたのに意味が無くなってしまおうのかと思います。

事務局 : 単純に市長が変わったから変更になるというのではなく、市としての考え方、あるいは社会情勢等を総合的に見ての判断になろうかと思います。

委員 : 条例で定めた方が良いのか、要綱で定めた方が良いのかを考えるべきだと思ったので

質問した次第です。

事務局 : 先程の質問とは少し内容が逸れてしまうかも知れませんが、この公契約制度を導入している自治体は自治体数全体で見るとそれほど多くはありません。導入している自治体は、導入時の首長の公約に掲げられたというケースが多いと思います。

委員 : 既に導入済の自治体で施行して良かったという意見はあるのですか。

事務局 : そこは資料 20 頁に掲載した 3 者それぞれの立場からのメリット、デメリットでご確認いただければと思います。

委員 : この制度が広まっているというのは確かです。一度実施して止めましたというのは無く、少しずつですが増えているのは間違いないと思います。

3 案件（2）事業者アンケートの実施について

座長 : それでは資料 1 については以上といたしまして、続いて、資料 2 の事業者アンケートの実施について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございます。ただ今事務局から案件 2 の説明がありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 二つありますが、勤務条件等の中の賃金状況はどのようなことを想定しているか、それから、事業所の形態というのは元請・下請・孫請等を聞くということでしょうか。

事務局 : まず事業所の形態については市内に本店を有している、あるいは県内に本店があり八戸市内に営業所を有している等を想定しております。賃金の状況に関しましては、青森県の最低賃金額というのがありますので、それと比較してどれくらい支払っているか等を想定しておりますが、詳細については現時点では未定です。

委員 : このアンケートで元請・下請等を設問項目に載せる予定はありますか。これから制度設計をする上で必要だと思うのですが。

事務局 : 市内の工事業者は、ある案件であれば元請、他の案件であれば下請のように、どちらにもなる可能性がありますので、事業所がどちらかを選択するのは難しいと思います。こちらで条件を指定すれば回答が可能かも知れませんが、そのような前提条件が無い場

合、回答が難しいのではないかと思います。

委員 : 例えば工事高における元請・下請の割合を聞くということも考えられると思います。実態をより把握する必要があるのであれば、元請・下請というものがあつた方が良いと思います。

委員 : 勤務条件等の中の離職状況について質問ですが、例えば、離職した方の年齢や勤続年数等がデータで分かるような質問が出来れば分かりやすいと思います。

事務局 : 勤続年数等を項目に入れた方が良いということですよ。

委員 : そうですね。事業所単位で平均のようなものが出せれば良いと思います。

委員 : どの程度の客観性を持たせたデータを希望するかにもよると思いますが、例えば、採用状況であれば高齢者の方が多い、離職状況であれば勤続年数の短い方が辞める傾向にある等、その程度で足りるのなら答えやすいと思いますが、客観的な記録に基づいての回答を求めるのであれば、かなり難しいのではないかと思います。

それから、賃金状況というのは、どう聞くべきなのか難しい問題だと思います。

事務局 : 例えば、事業所の中で一番低い賃金はいくらですかと聞いた例はありましたが、職種が多岐にわたることから、一概には言えない部分もあり難しいと思います。

委員 : 他の自治体でやっている事例等はあるのですか。

事務局 : 事例はありまして、それを基に作成中です。それから、先程〇〇委員からご意見のあつた、どの程度踏み込んだ内容にするかという部分については、精査した上で各事業所へ送付することになると思います。

委員 : このアンケートは事業所名等を記入する方式ですか。

事務局 : 記入はしていただきますが、会社名は特定せず、あくまでも統計的に処理して、資料として使わせていただくということになります。

座長 : その他委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

他にご意見等は無いようですので、事務局からの説明のとおり、皆様からいただいた様々な要望を踏まえ、質問内容の詳細につきましては事務局に一任させていただきたいとのことでしたので、この点については委員の皆さんよろしいでしょうか。

(全委員了承)

ありがとうございます。それでは、質問項目の詳細は事務局に一任いたしますので事務局は作成をよろしく願いいたします。

それでは最後になりますが、全体を通してのご意見・ご質問がありましたらお聞きしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

ご意見等は無いようですので以上で本日終了となりますが、事務局から何かあればお願いいたします。

事務局 : それでは事務局から次回の会議の日程についてご案内いたします。

今回は、平成31年2月5日、火曜日の午後1時30分から、場所は、本日と同じこちらの議会第一委員会室を予定しております。開催日時が近づきましたら、改めましてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座長 : それでは、事務局は本日出された質問、及び、アンケート結果の集計等、次回の研究会議に向けて、資料の作成等をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、次回開催までに、本日の資料の確認、所属団体での報告等お願いできればと思います。

他になればこれで終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。

事務局 : 奈良座長ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第2回八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。